

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 4 月 11 日 18 日 25 日 30 日（角田衛生センター）

平成 26 年 4 月 2 日 9 日 16 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	160 (16)	410 (16)	570
大河原衛生センター	8,000 以下	250 (22)	730 (17)	980

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 5 月 9 日 16 日 23 日 30 日（角田衛生センター）

平成 26 年 5 月 7 日 14 日 21 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	150 (14)	410 (13)	560
大河原衛生センター	8,000 以下	260 (22)	820 (15)	1080

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 6 月 6 日 14 日 21 日 30 日（角田衛生センター）

平成 26 年 6 月 5 日 11 日 18 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	170 (18)	470 (17)	640
大河原衛生センター	8,000 以下	260 (18)	770 (17)	1030

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 7 月 11 日 18 日 25 日 31 日（角田衛生センター）

平成 26 年 7 月 2 日 9 日 16 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	120 (15)	370 (15)	490
大河原衛生センター	8,000 以下	190 (17)	540 (13)	730

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 8 月 8 日 15 日 22 日 29 日（角田衛生センター）

平成 26 年 8 月 6 日 13 日 22 日 27 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	120 (14)	340 (13)	460
大河原衛生センター	8,000 以下	190 (16)	560 (17)	750

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 9 月 25 日 26 日 27 日 28 日（角田衛生センター）

平成 26 年 9 月 3 日 10 日 17 日 24 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	78 (15)	240 (13)	318
大河原衛生センター	8,000 以下	160 (18)	510 (17)	670

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 10 月 17 日 25 日 28 日 31 日（角田衛生センター）

平成 26 年 10 月 1 日 8 日 15 日 29 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	100 (13)	310 (12)	410
大河原衛生センター	8,000 以下	180 (19)	560 (17)	740

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 11 月 15 日 19 日 22 日 29 日（角田衛生センター）

平成 26 年 11 月 5 日 12 日 19 日 26 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	93 (13)	290 (15)	383
大河原衛生センター	8,000 以下	160 (16)	540 (19)	700

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 26 年 12 月 17 日 20 日 24 日 29 日（角田衛生センター）

平成 26 年 12 月 3 日 17 日 24 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	82 (11)	240 (15)	322
大河原衛生センター	8,000 以下	80 (17)	310 (17)	390

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 1 月 17 日 21 日 26 日 30 日（角田衛生センター）

平成 27 年 1 月 7 日 14 日 21 日 30 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	51 (16)	250 (11)	301
大河原衛生センター	8,000 以下	84 (16)	270 (17)	354

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 2 月 14 日 21 日 25 日 28 日（角田衛生センター）

平成 27 年 2 月 4 日 12 日 18 日 25 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	190 (18)	640 (18)	830
大河原衛生センター	8,000 以下	58 (18)	210 (15)	268

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 27 年 3 月 3 日 4 日 5 日 6 日（角田衛生センター）

平成 27 年 3 月 3 日 5 日 6 日 9 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	56 (13)	190 (15)	246
大河原衛生センター	8,000 以下	85 (13)	280 (17)	365

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。